

公務災害補償等認定委員会 会議録

1 日 時

令和6年7月1日（月）～令和6年7月11日（木）

2 開催方法

書面開催

3 委員

委員長	仲里	建良
委員	廣澤	信作
委員	金田	清子
委員	浅川	共子
委員	丸山	幸子

4 議事の要領

（1）事案1について

<質疑等>

- ・医学的な所見は次のとおり。

母指の過度の反復使用により本件傷病が発症することは十分考えられ、業務内容および従事期間等を踏まえれば、公務が相対的に有力な原因となって発症したものと認められる。

<意見（全委員一致）>

公務上の災害と認められる。

（2）事案2について

<質疑等>

- ・医学的な所見は次のとおり。

当日の気象状況や業務内容等を踏まえると脱水症になる可能性は十分に考えられ、脱水症により転倒したことで本件各傷病が発症したと認められる。プレートによる手術のリハビリ期間も考慮すると、治療期間も妥当であると考えられる。

<意見（全委員一致）>

通勤災害に該当するものと認められる。

（3）事案3について

<質疑等>

・医学的な所見は次のとおり。

画像から肝硬変による骨粗鬆症が確認できるが、左大腿骨頸部骨折においては、転倒したことによる通常の動作とは異なる動作が有力な原因となって発症したものと認められる。

肝硬変については、転倒、入院したことで発症及び悪化することは医学的に認められず、主治医の所見書にあるとおり、公務起因性はないと考えるのが妥当である。

<意見（全委員一致）>

左大腿骨頸部骨折は公務上の災害と認められる。

しかし、肝硬変は公務上の災害とは認められない。

（4）事案4について

<質疑等>

・医学的な所見は次のとおり。

自転車に乗ったまま転倒したことで本件各傷病が発症することは十分に考えられ、治療期間も妥当である。

<意見（全委員一致）>

公務上の災害と認められる。

（5）事案5について

<質疑等>

・医学的な所見は次のとおり。

後続車に追突された衝撃で本件各傷病が発症することは十分に考えられ、治療期間も妥当である。

<意見（全委員一致）>

通勤災害に該当するものと認められる。

(6) 事案6について

<質疑等>

- ・通勤災害における逸脱、中断の例外等の考え方は以下のとおり。

日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるものやむを得ない事由により行うための「最小限度」のものである場合は、当該逸脱・中断の間を除き、合理的経路に復した後は通勤と認めるものとされている。

昼食のパンの購入は日用品の購入に該当するため、逸脱・中断の例外に当たる。

しかし、通勤経路上にはパン屋に至るまでに複数のコンビニエンスストア等が立地しており、必ずしも当該パン屋で昼食を購入することが最小限度のものであるとは認められない。また、本件災害発生場所は、合理的な経路上の災害としても認められないと考えられる。

<意見（全委員一致）>

通勤災害に該当するものとは認められない。

5 議決事項

付議案件については、全委員の意見一致により、次のとおりの意見とする。

	意見
事案1	公務上の災害と認められる。
事案2	通勤災害に該当する。
事案3	公務上の災害と認められる。 ただし、肝硬変は公務起因性が認められないため、左大腿骨頸部骨折に限る。
事案4	公務上の災害と認められる。
事案5	通勤災害に該当する。
事案6	通勤災害に該当しない。